18 身体障害者等級表

| | 級 別 | | 1 級 | 2 級 | 3 級 |
|-------------------------|---------------------------------------|----------|---|---|---|
| 視覚障害 | | | 視力の良い方の眼の視力(万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ。)が0.01以下のもの | 1.視力の良い方の眼の視力が0.02以上0.03以下のもの 2.視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力 が手動弁以下のもの 3周辺視野角度(I/4視標による。以下同じ。)の総和が 左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度(I/ 2視標による。以下同じ。)が28度以下のもの | 1視力の良い方の眼の視力が0.04以上0.07以下のもの 2視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度 以下かつ両眼中心視野角度が56度以下のもの |
| 聴覚又は平衡機能の障害 | 聴覚障害 | | | 4両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認 点数が20点以下のもの 両耳の聴力レベルがそれぞれ100デシベル以上 のもの(両耳全ろう) | 4両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心 視野視認点数が40点以下のもの 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの (耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの) |
| 151 | 平衡機能障害 | | | | 平衡機能の極めて著しい障害 |
| 音声機能・言語機能又は そしゃく機能障害 | | 又は | | | 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の喪失 |
| 肢体不自由 | 上肢 | | 1.両上肢の機能を全廃したもの 2.両上肢を手関節以上で欠くもの | 1.両上肢の機能の著しい障害 2.両上肢の全ての指を欠くもの 3.一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの 4.一上肢の機能を全廃したもの | 1.両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 2.両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃 したもの 3.一上肢の機能の著しい障害 4.一上肢のすべての指を欠くもの 5.一上肢のすべての指の機能を全廃したもの |
| | 下肢 | | 1.両下肢の機能を全廃したもの 2.両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの | 1.両下肢の機能の著しい障害 2.両下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの | 1.両下肢をショパー関節以上で欠くもの 2.一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの 3.一下肢の機能を全廃したもの |
| | 体幹 | : | 体幹の機能障害により座っていることができない もの | 1.体幹の機能障害により座位又は起立位を保つ ことが困難なもの 2.体幹の機能障害により立ち上がることが困難な もの | 体幹の機能障害により歩行が困難なもの |
| | 乳幼児期以前 の非進行性の 脳病変による・ 運動機能障害 | 上肢機能 | 不随意運動・失調等により上肢を使用する日常 生活動作がほとんど不可能なもの | 不随意運動・失調等により上肢を使用する日常 生活動作が極度に制限されるもの | 不随意運動・失調等により上肢を使用する日常 生活動作が著しく制限されるもの |
| | | 移動 機能 | 不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの | 不随意運動・失調等により歩行が極度に制限さ れるもの | 不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日 常生活活動に制限されるもの |
| | 心臓機能障害 | | 心臓の機能の障害により自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの | | 心臓の機能の障害により家庭内での日常生活 活動が著しく制限されるもの |
| | じん臓機能障害 | | じん臓の機能の障害により自己の身辺の日常 生活活動が極度に制限されるもの | | じん臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの |
| | 呼吸器機能障害 | | 呼吸器の機能の障害により自己の身辺の日常 生活活動が極度に制限されるもの | | 呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活 活動が著しく制限されるもの |
| 内 部 障 | ぼうこう又は 直腸機能障害 | | ぼうこう又は直腸の機能の障害により自己の身辺の日常生活が極度に制限されるもの 小腸の機能の障害により自己の身辺の日常生 | | ぼうこう又は直腸の機能の障害により家庭内での 日常生活活動が著しく制限されるもの 小腸の機能の障害により家庭内での日常生活活 |
| 害 | | | 活活動が極度に制限されるもの とト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害 | ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害 | 動が著しく制限されるもの ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害 |
| | ヒト免疫不全ウイルス による免疫機能障害 | | により日常生活がほとんど不可能なもの | により日常生活が極度に制限されるもの | により日常生活が著しく制限されるもの(社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。) |
| | 肝臓機能障害 | | 肝臓の機能の障害により日常生活活動がほと んど不可能なもの | 肝臓の機能の障害により日常生活活動が極度 に制限されるもの | 肝臓の機能の障害により日常生活活動が著し く制限されるもの(社会での日常生活活動が著し く制限されるものを除く。) |

備 考

- 1. 同一の等級について二つの重複する障害がある場合は、1級上の級とする。ただし、二つの重複する障害が特に本表中に指定されているものは、該当等級とする。
- 2. 肢体不自由においては、7級に該当する障害が2つ以上重複する場合は、6級とする。(7級の障害は、1つのみでは手帳の交付対象とならない。)
- 3. 異なる等級について2以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して当該等級より上の級とすることができる。
- 4. 「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第一指骨間関節以上を欠くものをいう。
- 5. 「指の機能障害」とは、中手指節関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害をも含むものとする。
- 6. 上肢又は下肢欠損の断端の長さは、実用長(上腕においては腋窩より、大腿においては座骨結節の高さより計測したもの)をもって計測したものをいう。
- 7. 下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。

| 4 級 | 5 級 | 6 級 | 7 級 |
|--|--------------------------|--|----------------------------|
| 1視力の良い方の眼の視力が0.08以上0.1 | 1視力の良い方の眼の視力が0.2かつ他方 | 視力の良い方の眼の視力が0.3以上0.6以下 | 177 |
| 以下のもの(3級の2に該当するものを除く | の眼の視力が0.02以下のもの | かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの | |
| 2周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ | 2両眼による視野の2分の1以上が欠けてい | 13 5 (E) 1 (5 (E) 1 (5 (E) 1 (F) 1 (| |
| 80度以下のもの | るもの | | |
| 3両眼開放視認点数が70点以下のもの | 3両眼中心視野角度が56度以下のもの | | |
| CIPITAL DEBUM SAND TO MESS TO SO | 4両眼開放視認点数が70点を超えかつ100 | | |
| | 点以下のもの | | |
| | 5両眼中心視野視認点数が40点以下のもの | | |
| 1.両耳の聴力レベルが80デシベル以上のもの | の同時十七分是計分配が数が1つが多十0万分 | 1.両耳の聴力レベルが70デシベル以上のも | |
| (耳介に接しなければ話声語を理解し得な | | の(40cm以上の距離で発声された会話語を | |
| いもの) | | 理解し得ないもの) | |
| 2.両耳による普通話声の最良の語音明瞭度 | | 2.一側耳の聴力レベルが90デシベル以上、 | |
| が50%以下のもの | | 他側耳の聴力レベルが50デシベル以上の | |
| 7.30708 1.07907 | | もの | |
| | 平衡機能の著しい障害 | 1 400 | |
| □ 音声機能、言語機能又は、そしゃく機能の著 | I KIKINO BOO FFE | | |
| しい障害 | | | |
| 1.両上肢のおや指を欠くもの | 1.両上肢のおや指の機能の著しい障害 | 1.一上肢のおや指の機能の著しい障害 | 1.一上肢の機能の軽度の障害 |
| 2.両上肢のおや指の機能を全廃したもの | 2.一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のう | 2.ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠く | 2.一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち |
| 3.一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち | ち、いずれか一関節の機能の著しい障害 | もの | いずれか一関節の機能の軽度の障害 |
| いずれか一関節の機能を全廃したもの | 3.一上肢のおや指を欠くもの | ^{もの} 3.ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を | ・ ノベッパ |
| 4.一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの | 4.一上肢のおや指の機能を全廃したもの | 全廃したもの | 3.一上肢の手指の機能の軽度の障害 |
| | 5.一上肢のおや指及びひとさし指の機能の | 1,560,200 | 4.ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能の |
| 5.一工版のおや指及びひとさし指の機能を 全廃したもの | 著しい障害 | | 4.0とさじ指を含めて一工版の二指の機能の著しい障害 |
| 6.おや指又はひとさし指を含めて一上肢の | 6.おや指又はひとさし指を含めて一上肢の | | 5.一上肢のなか指、くすり指及び小指を欠く |
| 三指を欠くもの | 三指の機能の著しい障害 | | もの |
| 7.おや指又はひとさし指を含めて一上肢の | 二角の成形の名とい呼音 | | 6.一上肢のなか指、くすり指及び小指の機 |
| 三指の機能を全廃したもの | | | 能を全廃したもの |
| 8.おや指又はひとさし指を含めて一上肢の | | | 形で主残したもの |
| 四指の機能の著しい障害 | | | |
| 1.両下肢のすべての指を欠くもの | 1.一下肢の股関節又は膝関節の機能の著し | 1.一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの | 1.両下肢のすべての指の機能の著しい障害 |
| 2.両下肢のすべての指を入べるの | | 2.一下肢の足関節の機能の著しい障害 | 2.一下肢の機能の軽度の障害 |
| 3.一下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの | 2.一下肢の足関節の機能を全廃したもの | 2. 「放めた国別の成形の有しい早日 | 3.一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち |
| 4.一下肢の機能の著しい障害 | 3.一下肢が健側に比して5cm以上又は健側の | | いずれか一関節の機能の軽度の障害 |
| 5.一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃 | 長さの15分の1以上短いもの | | 4.一下肢のすべての指を欠くもの |
| したもの | 長さの13万の1以上短いもの | | 5.一下肢のすべての指の機能を全廃したもの |
| 6.一下肢が健側に比して10cm以上又は健側 | | | 6.一下肢が健側に比して3cm以上又は健側の |
| の長さの10分の1以上短いもの | | | 長さの20分の1以上短いもの |
| の長さの10万の1以上屋にもの | 体幹機能の著しい障害 | | 長さの20万の「女工屋にもの |
| | 所打成形 0 7有 C0 1年 E | | |
| | | | |
| | | | |
| │ │ 不随意運動・失調等による上肢の機能障害 | 不随意運動・失調等による上肢の機能障害 | 不随意運動・失調等により上肢の機能の劣 | |
| により社会での日常生活活動が著しく制限さ | により社会での日常生活活動に支障のあるも | | |
| れるもの | の | | |
| 不随意運動・失調等により社会での日常生 | 不随意運動・失調等により社会での日常生 | 不随意運動・失調等により移動機能の劣る | |
| 活活動が著しく制限されるもの | 活活動に支障のあるもの | もの | |
| 心臓の機能の障害により社会での日常生活 | | | |
| 活動が著しく制限されるもの | | | |
| じん臓の機能の障害により社会での日常生 | | | |
| 活活動が著しく制限されるもの | | | |
| 呼吸器の機能の障害により社会での日常生 | | | |
| 活活動が著しく制限されるもの | | | |
| ぼうこう又は直腸の機能の障害により社会 | | | |
| での日常生活活動が著しく制限されるもの | | | |
| 小腸の機能の障害により社会での日常生活 | | | |
| 活動が著しく制限されるもの | | | |
| とト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の とト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の | | | |
| 障害により社会での日常生活活動が著しく制 | | | |
| 限されるもの | | | |
| 肝臓の機能の障害により社会での日常生活 | | | |
| 活動が著しく制限されるもの | | | |
| 7日2577 日 〇 い中国などでする ひつく | | | |
| | l . | l | i . |